

説明会だより

平成29年 1月
奈良市子ども政策課



平素は奈良市の教育・保育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
昨年11月22日（火）に辰市幼稚園リズム室、12月15日（木）に辰市保育園リズム室にて行いました「(仮称)辰市こども園の取組状況について」の報告の中でいただいたご意見・ご質問に対する当市の考え方をQ&A方式にまとめましたので、お配りさせていただきます。
今後も具体的な事項が決まり次第、お伝えしていきますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 当日の説明内容について

(1) (仮称)辰市こども園の活用施設について

- ・「杏町運動公園（杏グラウンド）」に新園舎を建設する方針を決定しました。
- ・新園舎建設に向けて、土地の境界確定や開発協議、発掘調査等のさまざまな手続きが必要なため、園舎完成時期などの具体的な事項は詳細が決まり次第、お伝えしていきます。

(2) 市立こども園について

- ・こども園とは、3歳児以上は保護者の就労等に関係なく利用できる施設です。
- ・保育料金は、市立幼稚園と保育園同様に所得によって決定するものであり、こども園になると保育料金が上がるようなことはありません。

2 当日いただいた主なご質問等と市の考え方について

Q1 新たな土地に新設したことは、辰市以外の園にはあるのですか。

A1 帯解こども園は、既存施設のあった場所に園舎の一部を建替えし、青和こども園については大雨で法面が崩落したことにより、幼稚園敷地に建て替えを行いました。今回のように、再編計画に基づき、新たな土地に新園舎を建てるのは、(仮称)辰市こども園が初めてです。

Q2 園舎の完成時期、開園時期については、だいたいどの程度かかりそうなのかわからないのですか。

A2 園舎の建築工事に入れば、半年ほどで園舎は完成する予定ではありますが、それまでの手続きや業務等で、不確定な部分があります。平成30年度の私立幼稚園の園児募集が始まる平成29年夏頃までには、一定見通しをつけてお知らせできるように取り組んでいきます。

Q3 新設にあたり地元との調整はできているのですか。他市では地元の合意が得られずに保育施設が建設できなかったケースもあるので、その辺りは大丈夫なのですか。

A3 地元の自治会長等にも説明を行い、ご理解・ご協力をいただいています。これからも丁寧に説明を行い、ご理解を得ながら取り組みを進めていきます。

Q4 こども園新設地については、駐車場の問題は大丈夫なのですか。

A4 現在、辰市保育園では駐車場が課題となっておりますが、杏町運動公園は広大な敷地であるため、園舎とともに駐車場も同敷地内に整備できると考えています。

Q5 杏町運動公園に新設すると、通園距離が遠くなるが、全員が自動車で通園できるのですか。

A5 全員が自動車で通園できるわけではありません。駐車場を整備できる数は限られており、幼稚園利用の場合は、これまで徒歩通園の文化を大切にしてきた部分もあるため、通園距離など、ある一定ルールを決めた上で、自動車での通園を許可することになります。例えば、都跡こども園では半径2km以上の通園距離の方に対しては自動車での通園を許可しています。保育園利用の場合は、送迎した後にそのままお仕事へ行かれるため、そのような制限はありません。

Q6 平成29年度に辰市幼稚園に入園予定であるが、そのまま辰市幼稚園で卒園できるのですか。

A6 園舎建設計画の進捗状況に合わせて、保護者の方のご意見を伺いながら決めていきたいと考えています。例えば、平成30年度中に新園舎が完成すれば、年度途中で新園舎に移って新しい施設のもと保育を行うことも一つの選択肢でありますし、場所は変わらず現園舎のままが良いという意見があれば、それも含め、検討していきたいと考えています。

Q7 こども園移行後の辰市幼稚園舎の跡地はどうなるのですか。

A7 跡地活用について、現段階で決定していることはありません。地域としてこのような用途で施設を活用したいという要望があれば、その事項に対して関係課と調整し、決定していくこととなります。

Q8 他の活用しなくなった園舎は、以後どういったことに活用されているのですか。

A8 園舎によってさまざまではありますが、例えば精華幼稚園舎や佐保台幼稚園舎であれば、未就園の親子が集う子育てスポットとして活用されています。

Q9 子育てスポットなどにも説明会等の情報を周知してもらえないですか。今の在園児だけでなく、これから園選びをする方にも知らせた方がよいと思うので、周知方法を工夫してほしいです。

A9 子育てスポットへは次回より情報を周知させていただきます。周知の方法に関しては、他園の説明会でも指摘される事項でもあるので、全世帯へ案内等を配布することは難しいですが、工夫できることはないか検討を行っていきます。

市立幼保施設の再編に関する問い合わせ先

[担当課] 奈良市 子ども政策課 (市役所中央棟3階)

(担当) 柏木 ・ 小寺

[TEL] 0742-34-4792 [FAX] 0742-34-4798

[MAIL] kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

[市立幼保施設の再編に関する市のホームページ]

<http://www.city.nara.lg.jp/www/genre/0000000000000/1366066836305/index.html>

